

B 1 - 7 3

5 年 保 存 ( 常 )

( 令 和 9 年 12 月 31 日 まで )

F N . B 1 - 1 0 - 0

鹿 生 企 第 4 3 号

令 和 4 年 2 月 2 2 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	銃刀・危険物係	Ⅱ	
----	---------	---	--

銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）上の行政調査等の適正な実施については、「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」（令和3年3月19日付け鹿生企第100号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、クロスボウの所持の規制を内容とする銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）が令和4年3月15日から施行されることに伴い、旧通達を下記のとおり改正したことから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達は令和4年3月15日から施行し、旧通達は令和4年3月14日限り廃止する。

## 記

### 1 行政調査に関する規定

#### (1) 報告徴収等関係（法第12条の3関係）

##### ア 報告徴収等の書面による実施

報告徴収及び受診命令の実施に際しては、確実性及び正確性を期すため、報告徴収書（別記第1号様式）及び受診等命令書（別記第2号様式）により行うこと。

記載例については別添1及び別添2のとおりとする。

##### イ 受診命令に係る診断書

指定医による診断は診断書（別記第3号様式）により行うものとする。

##### ウ 報告徴収等に要する費用

報告徴収及び受診命令（指定医の診断）に要する費用は、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の許可所持者等（以下「所持

者等」という。)が法により負う義務の履行に必要な経費であるため、所持者等が全て負担しなければならないことを十分説明すること。

## エ 報告徴収及び受診命令対象者認知時の措置

### (ア) 警察署長の措置

警察署長は、報告徴収及び受診命令の対象となる者を認知したときは、所要の調査を行った上、その調査結果を添えて受診命令等対象者通報書(別記第4号様式)により生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)を経て速やかに通報すること。

### (イ) 生活安全企画課長の措置

生活安全企画課長は、報告徴収又は受診命令の対象となる者を認知したとき、若しくは(ア)による通報を受理したときは、対象者に対して必要な報告を求め、又は指定医の診断を受けるべきことを命ずるなどの措置を速やかに実施すること。

## (2) 公務所等への照会(法第13条の2関係)

照会を書面により行うときは、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。)別記様式第75号の銃砲等又は刀剣類関係事項照会書を用いて行うこと。ただし、照会の相手方が電話等の口頭による照会に応じる場合には、この様式を用いることを要しない。

また、許可の基準に該当しているかについての審査を行う際に市町村等に対して前科照会等を行う場合は、従前から使用している様式を引き続き使用して差し支えない。

## 2 調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管(法第13条の3関係)

### (1) 仮領置の適用

法第13条の3第1項の規定による提出命令の要件は、次のアからエのいずれにも該当する場合であるが、これらに該当する場合においても法第11条第8項の仮領置を行うことができるときは、積極的に仮領置を行うこと。

ア 所持者等が人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をしたこと。

イ アの行為その他の異常又は粗暴な言動から判断して、当該所持者等が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当する疑いがあると認められること。

ウ 当該所持者等が法第5条第1項第3号から第5号まで又は第18号に該当するかどうかについて受診命令、照会その他の方法による調査を行う必要があること。

エ ウの調査を行う間、当該所持許可者に当該許可に係る銃砲等又は刀剣類を保管させておくことが適当ではないと認められること。

### (2) 銃砲等又は刀剣類の保管及び管理

保管に際しては、提出された銃砲等又は刀剣類の状態を確認し、損傷等があ

る場合には、府令別記様式第76号の保管書（以下「保管書」という。）中「保管物件の種類及び特徴」欄に記載すること。

また、保管した銃砲等又は刀剣類は適切に管理すること。

(3) 保管書の交付

保管は、保管書を交付して行うこと。この場合においては、提出者に対し、当該保管書は、提出された銃砲等又は刀剣類を返還する際に必要となるので大切に保管すべき旨を告知すること。

(4) 調査の実施

保管の期間は最長30日間と限られていることから、受診命令、照会その他の方法を活用して迅速かつ的確な調査に努めること。

(5) 保管物件の返還

返還に当たっては、保管書及び府令別記様式第40号の受領書と引換えに行い、所持許可証等を提示させるなど、十分に本人確認を行うこと。

なお、所持者等が行方不明であるなどの理由により銃砲等又は刀剣類を返還できない場合は、引き続き当該銃砲等又は刀剣類を管理し、返還が可能となった時点で返還すること。

(6) 仮領置への移行

既に保管している銃砲等又は刀剣類を引き続き仮領置する場合には、府令別記様式第38号の仮領置書（以下「仮領置書」という。）を交付し、保管を行う際に交付した保管書の返還を求めること。この場合において、次の事項に留意すること。

ア 仮領置書中「提出者」欄には、保管に際して当該銃砲等又は刀剣類を提出した者の氏名等を記載すること。

イ 当該銃砲等又は刀剣類に係る保管書控中「処理結果」欄に、仮領置を行った旨及びその日付を記入すること。

なお、銃砲等又は刀剣類を提出した者が、保管書を紛失したなどの理由により保管書を提出できない場合は、その旨を仮領置書控中「処理結果」欄に記載すること。

別添 1

【記載例】

報 告 徴 収 書

〇〇年 4 月 1 日

住 所 〇〇〇市〇〇町〇番〇号

〇〇 〇〇 殿

鹿児島県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により下記のとおり報告を求めます。  
記

報告を求める理由	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第6号に掲げる住居の定まらない者に該当する疑いがあるため。
求める報告の内容	公共料金の請求書・領収書、健康保険証その他住居が定まっていることを確認することができるものを複数提示するなどして銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第6号に掲げる住居の定まらない者に該当するか否かを報告すること。
報告の期限	〇〇年 4 月 30 日 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">前</span> 〇〇時まで 午後
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起しなければならないこととされています。
- 3 期限内に報告がない場合は、所持許可又は認定が取り消される事があります。

【記載上の注意】

- ※ 報告の期限は、報告を行う者の予定を聴取した上で、合理的に設定すること。  
なお、時刻を限って期限を付する必要がある場合を除き、時刻まで示す必要はない。



別記  
第1号様式（1の(1)のア関係）

報 告 徴 収 書

年 月 日

住 所

殿

鹿児島県公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により下記のとおり報告を求めます。  
記

報告を求める理由	
報告を求める事項	
報告の期限	年 月 日 午 <sup>前</sup> 後 時まで
備 考	

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。
- 3 期限内に報告がない場合は、所持許可又は認定が取り消される事があります。

第2号様式（1の(1)のア関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受 診 等 命 令 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p>	
<p>住 所</p>	
<p>殿</p>	
<p>鹿児島県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p>	
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定により、下記のとおり指定する医師の診断を受けるべきこと及び当該診断の結果の報告を求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p>受診を命ずる理由</p>	
<p>受診する指定医の氏名、勤務する病院名及び病院の所在地</p>	
<p>報告の期限</p>	<p>年 月 日 午<sup>前</sup>後 時まで</p>
<p>備 考</p>	
<p>1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として（訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>3 期限内に報告がない場合は、所持許可又は認定が取り消される事があります。</p>	

診 断 書

住 所  
氏 名

年 月 日生

上記の者は、

- 1 統合失調症にかかっている者
- 2 そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者
- 3 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- 4 1から3までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から6までに該当する者を除く。）

に該当  する ことを診断します。

しない

年 月 日

病院所在地

病院名

医師

印

備考 印のある欄については、該当の内にレ印を付すこと。

第 号  
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

印

受診命令等対象者通報書

通 報 区 分	<input type="checkbox"/> 報 告 徴 収 <input type="checkbox"/> 受 診 命 令	
対 象 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日生 ( 歳)
	職 業	
	許 可 証 番 号	
報 告 徴 収 又 は 受 診 命 令 を 必 要 と 認 め た 理 由		
備 考		